

第四十二回  
貴族議會

# 統計法案特別委員會議事速記録 第四號

○付託議案  
○統計法案

昭和二十二年三月五日(水曜日)午前  
十時二十三分開會

○委員長(伯爵宗武志君) 昨日に引續き會議を開きます、今日は十六條の質問から始めます、十六條に付て御質問はありませんぬか

○子爵齋藤齊君 是はどうも、此の意味は能く分らないのですけれども、確かに公表しなければならないと云ふことになつて居りますが、是は出來なければ公表出來ないのですから、此の統計調査に付きましては統計を纏める作業と云ふものは非常に人手を要し、物を要する、紙その他の物を要する仕事のありますから、是は何か政府で、例へば内閣統計局を擴張して、是で各種の統計を一元的に御やりになる所が如何でせうか

○政府委員(美濃部亮吉君) 齊藤子爵の御説のやうに私達と致しましては内閣の統計局か、或は統計委員會に附屬する事務局なりに印刷工場迄も備へて、さうして速かに結果を一手に公表

して行くと云ふ所迄どうしても行かない限り速かにさう云ふ所迄済みつけざりますが、今年直ぐにそれを實現する

と云ふことを考へたり、何とかして出来るだけ早く機械集査を行ひ得る

能力を備へたいと思つて居ります、さ

うして行くくは統計局に、さう云ふことだけしか觸れて居られないのです

○子爵齋藤齊君 只今の御話では印刷

ありますが、私の伺ひたいのは印刷と云ふやうなものでありますので、統

計の作成に付て伺つて居る次第であります、例へば統計の個票、統計の調査票ですね、本の調査票を纏めて統計を作成する、さう云ふやうな作業を統計局と云ふやうな所で一手に纏めて御やりになるのであるかどうかと云ふことを伺ひたいのです、是は先達

も申上げました通り、統計を速かに正

確に作りますには、統計に使ひま

す、統計を作ります機械を使ひのが、是

が最も正確迅速に出来る方法なのであ

りまして、斯う云ふやうなものをやつ

ておいでになるのかどうかと云ふこと

を伺ひたいと思つて居るのであります

○政府委員(美濃部亮吉君) 機械は現

在の所殆ど焼けてしまつて、役に立つ

もの、大規模な機械集計を行ひ得るや

うな能力はないのでござりますが、それ

では何とかして之を國內で生産出来ます

れば、何とでもして國內生産で間に合

うな能力はないのでござりますが、それ

はしたいのでござりますが、さう云ふ

ことは殆ど今望み得ないものでござ

りますから、外國から、特にアメリカから

輸入さして戴くと云ふことを、向うか

ら來て居りますステイカル

云ふやうなものを置くと、さうして地

方に於て地方分査の能力を出来るだけ

高くして行くと云ふ所迄どうしても行か

なければならぬと決意して居る譯でござりますが、今年直ぐにそれを實現す

ると云ふ所迄參りませぬけれども、能

る限り速かにさう云ふ所迄済みつけ

ざりますが、今年直ぐにそれを實現す

ると云ふことを考へたり、何とかして出来

たいと思つて居ります

○子爵齋藤齊君 只今の御話では印刷

能力を備へたいと思つて居ります、さ

うして行くくは統計局に、さう云ふ

ことだけしか觸れて居られないのです

○子爵齋藤齊君 只今の御話では印刷

能力を備へたいと思つて居ります、さ

うして行くくは統計局に、さう云ふ

を集計整理して出た結果と思ひますけれども、それをどう云ふ風に表すかと云ふことは、矢張り豫め調査実施者が立案を立てゝ、統計委員會の承認を得て決めるに云ふことになるのでございませうか、同じ調査票からでも、其の統計表を作るのに、色々の作り方があるぢやなからうかと思ひますが、そこを第一にちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) それは第七條の第三號に於きまして「結果の公表の方法」を承認事項に入れて居りますから、其の結果の公表だけでなく、方法にも嚴重に監督指導して行く譯でございます。

○荒川文六君 私の個人としての希望としましては、其の結果の公表には、所謂素材を示すと云ふやうな程度にするのが宜いんだやなからうか、それに對しての、所謂解釋、インター・プリティ・ショーンと申しますか、さう云ふことは、それを使ふ人が適宜にやると云ふだけの餘地を残して、餘り一方に偏し、と言つては詰弊があるかも知れませんけれども、解釋迄を公表すると云ふことは、やらない方が宜いんだやな

いかと云ふ風に考へるのでですが、是は統計と云ふことになつて居ります、従つて此の十六條は、其の調査を實施する者に對して、公表しなければならないと云ふ義務を負はした譯になると思ふのであります、それが大勢の國民が之を知る必要があるものがありはしないかと

思ひます、さう云ふものに對しては、別に公表しなければならないと云ふ義務が負はされてゐないやうに思ひます

り、それはどう云ふ風な譯でさう云ふ風になつたのでございませうか、其の所をちよつと伺ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 誠に御尤もでございまして、私達も、公表する場合には、インターパリテーションは出来るだけ避け、素材として之を公表させたいと云ふ風に念願して居ります、それから指定統計以外の統計調査

も出来るだけ公表しなければならないと云ふことも、是亦御説の通りなのでござりますが、一般の統計全部に對しましても、嚴重に監督指導して行く譯でございます。

○荒川文六君 私の個人としての希望としましては、其の結果の公表には、所謂素材を示すと云ふやうな程度にするのが宜いんだやなからうか、それに對しての、所謂解釋、インター・プリティ・ショーンと申しますか、さう云ふことは、それを使ふ人が適宜にやると云ふだけの餘地を残して、餘り一方に偏し、と言つては詰弊があるかも知れませんけれども、解釋迄を公表すると云ふことは、やらない方が宜いんだやな

いかと云ふ風に考へるのでですが、是は統計と云ふことになつて居ります、従つて此の十六條は、其の調査を實施する者に對して、公表しなければならないと云ふ義務を負はした譯になると思ふのであります、それが大勢の國民が之を知る必要があるものがありはしないかと

査以外の統計も差支ない限り公表され るやうな方法をお採り下さるやうに、思ひます。

○子爵齊藤齊君 今御質問に關聯してあります。統計委員會に届出であります。統計委員會には何も讀つて居願したいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) さう云ふ風に努力致します。

○子爵齊藤齊君 今の御質問に關聯してあります。統計委員會に届出であります。統計でございますね、その後始末はどう云ふことになりますですか、届出を行つた統計に付ては其の結果を、委員會の方でどうかすると云ふやうなこともありますでございませうか、承りたいと

思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 届出を義務と云ふ程ではございませんが、併し原則が此處に掲げられて居りますやうに、公表しなければならないと云ふ原則を掲げます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 届出を義務と云ふ程ではございませんが、併し原則が此處に掲げられて居りますやうに、公表しなければならないと云ふ原則を掲げます。

○子爵齊藤齊君 今御質問に關聯してあります。統計委員會に届出であります。統計委員會には何も讀つて居願したいと思ひます。

て居るのでございますが、其の他の届け出られた統計の結果の公表と云ふことに對して、何か委員會の方で特別の措置を講じて居られるのであるかどうかと云ふことです。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に付きましたは、法律的には何も讀つてございませんが、併し原則が此處に掲げられて居りますやうに、公表しなければならないと云ふ原則を掲げます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の原則は統計委員會或は統計委員會事務局の努力或は實力に依つて、其他一般の統計調査にも及したいと云ふことを念願して居る譯でござりますが、此處で統計委員會の承認を得た場合に、これを公表しないことがで

り、國の統計體系の一環となるべきものであると思はれるものは、之を指定統計として指定して、之に嚴重に指導監督して行くと云ふ目的が一つと、そ

れから届出させまして餘りに杜撰であるとか、或は餘りに重複して居るとか、さう云ふ場合に於ては第九條に於て却て情勢判断を誤らしめるのではないかと云ふやうな場合もござります、さう云ふ場合も考へられるものに付ては、大體に

云ふ原則を確立することが、日本の統計の水準を上げる、さうして又日本の國全體を民主化する根本の基礎だと云ふことは、誠に御説は御尤もだと思ひます。

へ次第でござります。

○委員長(伯爵宗武志君) 第十六條に付て他に御質問ございませんか、それでは第十七條に移ります。

○長島銀藏君 第十七條に於きましては、「公共團體の支出した經費について統計委員會の意見を聞き、豫算の範圍において、一と斯うなつて居りますが、第四條の時に豫算を一應承つた譯であります。其の時の説明は、僅かに八十五萬圓だけを計上してあると云ふ御話であります。」と斯うなつて居ります。

○政府委員(美濃部亮吉君) 昭和二十一年度に於て中央政府が地方廳に補助した經費、昭和二十一年度の經費は大體次のやうであります。内閣統計局に於きまして千七百萬圓、それから農林省が五十四萬圓、商工省が四十七萬圓、内務省が百七十萬圓、文部省が二十三萬圓、物價廳が六十六萬圓でございまして、合計二千六十七萬圓になつて居ります。是は昭和二十一年度の實情でござりますが、將來は出來るだけ此の指定統計調査として公共團體がやつたものに付きましたは、之が國庫の補助があると云ふことが、金の面からして公共團體の行ふ統計調査に對する中央の指導力を強化する基礎になります。

○子爵齊藤齊君 私の伺ひたいのは、一方に於て調査をし、それを公表しましたが、今迄統計が動むすれば重複する嫌ひがあつたと言ひますのは、或いが爲に、又他方でやると云ふ風な所思ふのであります。が、指定統計以外のものでも、かなり大勢の國民が之を知る必要があるものがありはしないかと思ひます、出来るならば指定統計調査



風に考へて居りますが、其の點はまだ具體化して居りませんが、さう云ふ方向に進みたいと思つて居ります、それから地方廳に於て統計事務に從事する者及び統計調査員の數でございますが、大體に於きまして總計で九百二名でござります、是は統計事務に從事して居る者でございます、それから其の以外に統計調査員、是は公吏ではございませんで、一種の名譽職でござりますして、特殊の統計調査に從事する爲に、特別に働く者でございますが、それは總數で三十三萬一千人と云ふ相當大きい數に上つて居ります、此の調査員の中には、國勢調査の調査の爲の調査員は含んで居りません、それを除外した數でございます。

○飯沼一省君　此の九百二名と云ふのは、是は府縣、市町村兩方を通じてありますか

○政府委員(美濃部亮吉君)　市町村迄はまだ調べが行届いて居りません、府縣廳だけでございます

○飯沼一省君　それから斯う云ふ人達が昨日御話のありました特別な資格を今度御定めになる譯でありますか、さうして皆之に該當する資格を持つて居る人と云ふことになりますか、或は今の人達は此の資格に該當しないと云ふことになるのか、其の邊の御見透しが御分りでありますたら……

○政府委員(美濃部亮吉君)　該當しない者が相當多數に出るのでではないかと思ひます、さう致しますと、それを急に除外致しましては統計事務に支障を來しますので、其の暫定的な措置と致しまして、統計委員會の銓衡した者と云ふことに致しまして、統計事務が混亂しないやうに、段々と其の資格を改

善して行きたいと云ふ風に考へて居ります、どの位になりますか、それも調査中でまだはつきり致して居りませぬけれども、相當資格を持つて居ない者が出て来るのではないか、又其の點に日本の統計の水準の低かつた根本原因の一つがありますから、其の點を何とかして改善して行くのが理想でござりますが、過渡的には急激にそれを行ふと云ふことはどうも不可能ではないかと云ふ風に考へて居ります。

○飯沼「省君」府縣とか市町村の職員に對しても國庫で補助するやうに進みたいと云ふ御話でありましたが、それは二十二年度の豫算もさう云ふ風に使ひ得るやうになつて居るのでありますか、其の點を……

○政府委員(美濃部亮吉君) いや二十二年度の豫算に付てはさう云ふ風になつて居りませぬ、出来ますならば今度は追加豫算が出ないやうでござりますが、出來たら追加豫算で致したいと云ふ風に考へて居たのでございますが、二十二年度の豫算には間に合ひませぬでした。

○委員長(伯爵宗武憲君) 此の際に付きまして他に御質問がなければ、第八條に移りたいと思ひます、第十八條に付て御質問願ひます。

○子爵齋藤勝知君 此の罰則の中には一見少し酷ではないかと云ふ風な感じを持たれる點があるのであります、六箇月以下の體刑が付いて居りますが、戰時中には色々な軍機上の必要から體刑の付いた罰則があつたかと記憶致して居りますが、此の平和時代になりまして、此の民主的な世の中になりますのに體刑が斯う食つ付くと云ふことは如何なものかと存する次第であります。

す、併し之に付ては政府の當局とされましては十分な理由があつて斯う云ふものを持つて來られたと存じますが、其の點を御説明を願ひたい。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の御質問に付きまして色々考慮したのでござりますが、大體前例を、前の法律の罰則を基礎にして考へて來た譯でございります、そこで今迄の法律と對照して申上げますと、第一に申告の義務に違反した場合でございますが、是は戰前の、と申しましても昭和十五年でございますが、昭和十五年の國勢調査の施行令に依りますと、六箇月以下の懲役、禁錮、それから二百圓以下と云ふことになつて居ります、大體之を基準と致しまして、體刑の方は其の儘に致しまして、二百圓以下の罰金を貨幣價值の變動を考慮致しまして五千圓に致しました、それから第二の實地調査の違反に付きましては昭和十五年の國勢調査令は只今申しました六箇月以下の懲役、禁錮、それから二百圓以下の罰金、是と同じやうになつて居りますと非常に重いのでございます、統計法に於きましたも是と同じに致しました、それから祕密の漏洩に付きましては、是は前の資源調査法にありますと非常に重いのでございます、それは只今御話になりましたやうに、軍機の祕密漏洩と云ふことが含んで居りましたからでございまして、是は二年以下の懲役、それから二千圓以下の罰金と云ふことになつて居ります、併し今後は只今も御話のやうに軍機の祕密漏洩と云ふ問題がございませぬので、一年以下の懲役、五千圓以下の罰金と云ふ所に止めた譯でございます、委員長、ちよと速記を止めさせて戴きたいのでございますが……

(速記中止) ○委員長(伯爵寧宗武志君) 速記初め：○子爵齋藤齊君 今の御説明ではつきりしたのであります。我々と致しましては一應の説明を求めて行く必要があります。あるのぢやないかと思ふのであります。就きましては昭和十五年の國勢調査の罰則を引用されたのであります。が、昭和十五年は既に軍事色が相當強くなつて來て居るのであります。此の國勢調査に對しても唯平和時の國民生活の要求から出て來て居らないで軍事的の意味を持つた調査事項があつたのではないかと考へられるのであります。が、さう云ふやうな事項がありませんでしたせうか、どうでせうか、其の點を伺ひたい。

○政府委員(美濃部亮吉君) 是は昭和十五年の時には徵兵令關係で多少軍事色がありましたのでござりますが、私は多少間違ひまして、此の罰則が變つたのは昭和十四年ださうであります。昭和十四年に於てはまだ殆ど軍事色がなかったやうでござります。

○子爵齋藤齊君 従來軍事色がなかつた時代に、罰則の中に體刑を付けたと云ふ其の理由は如何なものであつたのであります。か、其の點ちよつと参考の爲に承つて置きたい。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點尙しますと、今回の六箇月以下の懲役と云ふことが適當であるか、不適當であるかと云ふ判断が下せるのであります。

○長島銀蔵君 十八條の二號と四號と一括して伺つて見たいのですが、二號に於ては「第五條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者」と書いてありますて、四號は「指定統計調査の結果をして眞實に反するものたらしめる行爲をした者」斯う云ふ風になつて居りますが、此の行爲或是申告を妨げた者の行爲と云ふのは大體どう云ふことを意味するのでございますか、事例に付てちよつと参考迄に承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 第二號の「第五條の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者」、是は説明する迄もなく、例へば眞實な申告をしようとする者を或は暴力を以て、或は其の他の方法に依つて眞實な申告をすることを妨害した人達、斯う云ふ者を含んで居ります、それから第四號の者は「指定統計調査の事務に從事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして眞實に反するものたらしめる行爲をした者」、是は米の收穫調査などに付て非常に問題になり易い問題であります、是が割當とかさう云ふ問題に使はれることを恐れまして、或は供出の割當と睨み合せて問題になりますので、指定統計調査の事務に從事する者が、其の統計數字を改竄して、大きい本當の生産高でない生産高を掲げるとか、或は其の統計事務に從事して居る者の上司なり何なりが、此處は斯う云ふ風に直せと云ふ風な問題が起ることを防いだもので、さう云ふ場合に現実的には一番問題になる點だと思ひます

が、是が第三國人であった場合には、無論掣肘を受けないことになると思ひます、そこで第三國人が申告を妨げるとか、或は眞實に反するものたらしむる行爲をした者の中に含まれた場合は、政府はどう云ふ處置を御執りなさいますか、それにて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 原則と致しましては、固より此の統計法と申しまする國內法として、一應は我が國內に居ります人々に對しましては、適用がある建前になる譯であります、従つて普通の場合に付ての此の法律の適用を考へますると云ふと、第三國人であらうと、如何なる人であらうと、我が國に居る人に對しましては、此の罰則は適用になる、是は申上げる迄もな一件事情から申しまして、是は特殊の情勢の事態の下にある譯であります、第三號の場合に、其の行爲をなした人の中に第三國人が入つて居ります場合……私ちよつと此の場で、正確な記憶を致して居りませぬけれども、假に別途の法制に於きましたて、第三國人に付ての刑罰に付ての除外例が設けられてあります、それが斯かる場合に付ても除外例が及んで居ると致しますれば、勿論其の分に付ては刑罰がないことになる、それと、第三國人と我日本国人とが一緒になつて居つたと云ふ場合に於きましたては、此の第三國人を除いた日本人の關係だけに付て、此の罰則は適用にならないと云ふことがあります、只今の具體的の、此の十八條

に擧げますやうな事柄に付て、我方が罰權が第三國人に及んで居りますから、して居りませぬから、其の點は言明出来ませぬけれども、假に第三國人に付て、斯かる刑罰の關係に於て、我が處で居りませぬか、ほつき私記憶をもとにして居りませんが、はつきり私記憶をして居りますれば、只今御答へ申しましたやうに區別して考へなければならぬと云ふことになります。

○長島銀藏君　是は政府當局がもう少し勇氣を御出しになつて、さうして第三國人の場合でも之が適用を受けるんだと云ふやうなことを、聯合國側に御交渉になつては如何でございませぬか、是は由々しき問題で、要するに例へば假に或は鑑業である場合に鑑業の部面とかと云ふものぞ、名前をちりと第三國人に變へれば何でも出来るのだぞ云ふことになる譯で、斯んな法律を作つて見たところがそれは何に外ならぬことになりまして、價値のないものになるのぢやないかと、私は考へて居ります、さう云ふ意味に於きましても、此の罰則が出来て居る以上、乍張り日本の國內に居住して居ると云ふ第三國人に對しても、是が適用出来るのだと云ふやうな場合に、聯合國に御當りにくる必要があるぢやないか、斯う實は考へて居ります。

○政府委員(佐藤達夫君)　誠に御尤もなことでありますて、只今の問題は、般總て、廣く我が國の持つて居ります刑罰權の問題と致しまして、政府としては從來御趣旨のやうに努力致して來た譯であります、今後も固より右様な方面に於て努力すべきことと考へて居ります。

○政府委員(美濃部亮吉君)　先程の審

藤子爵の罰則の點に付て、多少分りきして居りますて、さうして斯う云ふものを特に調べて居りますて、昭和十四年度から、斯う云ふ體刑が課せられるやうになつて居りますて、それから昭和十五年度に於ては、先程も申しました兵役問題で、現役軍人、豫備充兵役とか、兵役關係、或は兵役關係なき者、と云ふ譯であります、そこで物品販賣店の従業者數、或は賣上高、或は兵役關係とか云ふ、斯う云ふことが大體、其の時の經濟或は政治政策上特に重要であると、其の眞實を知ることが特に必要であると云ふ必要性からして、斯うして云ふ比較的重い體刑を課するやうになりましたのだとと思ふ譯でござります、さうして今回、の申告義務を課しまして、さうして国民が眞實なる申告をすると云ふことが、眞實性のある統計を取る、根本的な基礎になりますし、又日本の國情眞實に表現し得るやうな統計を作成得ると云ふことが、是から日本の「主主義的な發展の爲にも又日本の經濟復興の基本的な政策を樹立する上も絶對的に必要な點なのでありますで、此の眞實性ある統計の基礎となるべき申告義務と云ふものを、昭和十五年、十五年度に於けると同じやうに要視して、斯う云ふ風に比較的重いとも思はれる罰則を定めた次第でございます。

藤達夫君) 一應御尤も、云ふやうな文句を附けて民衆の立場に立つて行つて、ことか致しますけれども、まあ通の形と致しまして、處合させて居らない譯でござい來ると云ふやうな規定の當局と致しまして、其處の刑事訴追の方の運用に依れば情狀に依りまして不承認されるとか、又別途手段がござら、其の方に任して戴いかと存じて居ります

れますが、是が祕密の漏洩乃至は窃用とならない場合に於ては、原則として統計上の目的以外に使用することを禁じただけで十分であつて、實際の社會に對する實害はないものと考へまして、特に是の罰則は設けたかつた譯であります。

○委員長(伯爵宗武志君) 第十九條に付てはもう御質問ございませぬか、それでは第三十條に付て御質問願ひます。

○子爵齋藤齊君 此の期日は大體何時頃を豫定して居られますか?

○政府委員(美濃部亮吉君) 指定統計に指定する準備其の他を考へまして約一箇月の後を施行期日に致したいと云ふ風に考へて居ります。

○委員長(伯爵宗武志君) 第二十一條

に指定期日を定めますか?

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではございませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として、さう

して統計自體の改善發達をさせて行か

うと云ふアイデアを正當なものと致し

ました、此の部分を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

て、其の統計委員會の行はむとする所

在此の統計法で裏付けて居ると云ふ風

に考へるのであります、從ひまして此

の統計委員會と云ふものは非常に重要

なものだらうと云ふ風に考へるのであ

ります、而して此の統計委員會が出來

て來た設置の經過に付て参考資料が配

られて居るのであります、此の中には

あります統計制度改善に關する委員會

と云ふものの答申案の中には贊成致し

得る點もありますが、尙贊成し難い點

もあるのであります、政府に於かれま

しては此の答申案に對してどう云ふや

うな態度を以て臨んで居られるか、此

の答申案を一々現實に移して行かれる

やうな御考を持つて居られるかどうか

か、其の點を政府から御答辯を願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではござ

いませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

て、其の統計委員會の行はむとする所

在此の統計法で裏付けて居ると云ふ風

に考へるのであります、從ひまして此

の統計委員會と云ふものは非常に重要

なものだらうと云ふ風に考へるのであ

ります、而して此の統計委員會が出來

て來た設置の經過に付て参考資料が配

られて居るのであります、此の中には

あります統計制度改善に關する委員會

と云ふものの答申案の中には贊成致し

得る點もありますが、尙贊成し難い點

もあるのであります、政府に於かれま

しては此の答申案に對してどう云ふや

うな態度を以て臨んで居られるか、此

の答申案を一々現實に移して行かれる

やうな御考を持つて居られるかどうか

か、其の點を政府から御答辯を願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではござ

いませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

て、其の統計委員會の行はむとする所

在此の統計法で裏付けて居ると云ふ風

に考へるのであります、從ひまして此

の統計委員會と云ふものは非常に重要

なものだらうと云ふ風に考へるのであ

ります、而して此の統計委員會が出來

て來た設置の經過に付て参考資料が配

られて居るのであります、此の中には

あります統計制度改善に關する委員會

と云ふものの答申案の中には贊成致し

得る點もありますが、尙贊成し難い點

もあるのであります、政府に於かれま

しては此の答申案に對してどう云ふや

うな態度を以て臨んで居られるか、此

の答申案を一々現實に移して行かれる

やうな御考を持つて居られるかどうか

か、其の點を政府から御答辯を願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではござ

いませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

て、其の統計委員會の行はむとする所

在此の統計法で裏付けて居ると云ふ風

に考へるのであります、從ひまして此

の統計委員會と云ふものは非常に重要

なものだらうと云ふ風に考へるのであ

ります、而して此の統計委員會が出來

て來た設置の經過に付て参考資料が配

られて居るのであります、此の中には

あります統計制度改善に關する委員會

と云ふものの答申案の中には贊成致し

得る點もありますが、尙贊成し難い點

もあるのであります、政府に於かれま

しては此の答申案に對してどう云ふや

うな態度を以て臨んで居られるか、此

の答申案を一々現實に移して行かれる

やうな御考を持つて居られるかどうか

か、其の點を政府から御答辯を願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではござ

いませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

て、其の統計委員會の行はむとする所

在此の統計法で裏付けて居ると云ふ風

に考へるのであります、從ひまして此

の統計委員會と云ふものは非常に重要

なものだらうと云ふ風に考へるのであ

ります、而して此の統計委員會が出來

て來た設置の經過に付て参考資料が配

られて居るのであります、此の中には

あります統計制度改善に關する委員會

と云ふものの答申案の中には贊成致し

得る點もありますが、尙贊成し難い點

もあるのであります、政府に於かれま

しては此の答申案に對してどう云ふや

うな態度を以て臨んで居られるか、此

の答申案を一々現實に移して行かれる

やうな御考を持つて居られるかどうか

か、其の點を政府から御答辯を願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではござ

いませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

て、其の統計委員會の行はむとする所

在此の統計法で裏付けて居ると云ふ風

に考へるのであります、從ひまして此

の統計委員會と云ふものは非常に重要

なものだらうと云ふ風に考へるのであ

ります、而して此の統計委員會が出來

て來た設置の經過に付て参考資料が配

られて居るのであります、此の中には

あります統計制度改善に關する委員會

と云ふものの答申案の中には贊成致し

得る點もありますが、尙贊成し難い點

もあるのであります、政府に於かれま

しては此の答申案に對してどう云ふや

うな態度を以て臨んで居られるか、此

の答申案を一々現實に移して行かれる

やうな御考を持つて居られるかどうか

か、其の點を政府から御答辯を願ひた

いと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に

付きましたは此の答申案全體が總て正

しいと云ふ風に理解したものではござ

いませんで、其の答申案の中に於きま

して、統計委員會を中心として生かし

か、御質問がなければ第二十三條に移

ります、それでは此の程度で逐條審議

を終りまして全體に付ての質疑を願ひ

たいと思ひますが、御異議ございませんか?

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵宗武志君) それではど

うぞ全體に關しまして御質問がありま

したら此の際御願ひ致します。

○子爵齋藤齊君 此の法律を拜見して

居りますと、此の法律には色々なこと

を決めて居りますが、結局は統計委員

會と云ふものが別個に存在してあつ

經濟安定本部の中に入れると云ふことは、此の答申案には語つてござりますが、今所さう云ふ方向へ持つて行かと云ふ傾向は少しもございません。唯内閣統計局を出来るだけ早く擴充強化して、さうして此處でセンサス的な國勢調査だけでなく、労働センサス、農業センサス、營センサスと云ふ風なものも行ひ得る強力な機關にして行きたいと云ふ風には考へて居りますが、經濟安定本部の中に之を入れようとして云ふ風なことは今考へられて居らない譯であります。

○委員長(伯爵宗武志君) さう致しますと結局統計を單に經濟とか、さう云ふ一部の國民生活の從屬物たらしめようと云ふ風な御者は絶対なものと解釋して宜しうございます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 仰しやる通り現實の今の必要に迫られて經濟を重要視して居るのでございまして、將來之を續けて行くと云ふ意圖は全然ないでござります。

○委員長(伯爵宗武志君) 次に参考書類の中にございましたが、此の統計専門學校と云ふやうなものであるとか、或は研究所、それから文庫、斯う云ふものを、此の中央統計局と云ふやうなものがやると云ふやうな案が出て居ります、斯う云ふことに關する文部省側の意見と云ふものは、先程もちよつと出ましたが、尙もう少し伺へれば伺ひたいと思ふのでございますが、それは御分りになつて居りませぬでせうか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の統計に關する教育問題に付きましては、今の處具體的に……甚だ殘念でございますが、具體的に御話出来る所迄少し進んで居りませぬので、早くしなけ

ればならないと思ひながら、今年度はどうも迪も其處迄、一般的の教育と云ふ所迄は迪も行き得ないのでないかと思つて居ります、唯講習會のやうなものは出来るだけ澤山に、各地方に於て十分なものを開きたいと思つて居ります、今年度は殘念ながら其の程度に終るのではないかと思はれます

○委員長(伯爵宗武志君) 次に、將來統計局を非常に擴充して立派なものにしておきたいと云ふ御考のあることは先程も御話の中に見えて居るのでござりますが、さう云ふ風になりました場合に統計委員會と統計局との關係がどう云ふ風になりますか、それに付て伺ひたいのであります

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點に付きましては、まだ遠い將來の見透しになりますと、政府全體としてはどう云ふ風に持つて行つたら宜いか、確固たる方針はない譯でございますが、併し傾向の必然的な結果と致しまして、此の中央統計局なるものが本當に完備して十分なものになりましたならば、統計委員會も其の中央統計局に附屬する一つの機關として、さうして全體の統計の、何と言ひますか、聯絡事務をやつて行くと云ふ風になるのではないのかと云ふ風にも考へられますか、或はアメリカのやうに、強力なセンサス・ビューローが一應あつて、さうして其の外に統計委員會のやうな、經濟標準局と云ふものを別個に設置して、全體の統計を監督して行く方が宜いか、そここの所は今の所未決定であると云ふのが本當の所であると存じます

○委員長(伯爵宗武志君) 有難うございました、次に、統計委員會と云ふのは、先頃からの御説明にござりますや

うに、一種の行政官廳のやうな働きを持つて居るものと存じますが、此の統計法案の中には出て居りませぬけれども、此の統計委員會の委員になる人の資格と云ふ風なものに付ては何等の規定がないのでござりますか。

○政府委員(美濃部高吉君) 資格に付ては、官制に於ても特別な制限を申しますか、學識経験のある者と云ふこと、統計に關する學識経験の所有者と云ふことになつて居る譯でござります。

○委員長(伯爵宗武志君) 行政官廳のやうな委員會が出來る。又其の委員が官吏ではないけれども官吏に準するやうなものであると云ふ風な御説明をありましたから、其の委員になる人には、何か矢張り一種の資格と云つたやうなものが必要ぢやないかと思ふのですが、それともは全然ない方が宜いと云ふ御考でござりますか、如何なものでございませうか。

○政府委員(美濃部高吉君) 適當なる資格を設け得られましたならば、設けるのが適當だと思ひますが、それでは具体的にどう云ふ資格を語つたら宜いかと云ふことになると、非常にむづかしい問題になりますが、出來得るならば一定の資格を限定した方が、御説のやうに適當だと思ひます。

○委員長(伯爵宗武志君) 私の質問は是で終ります。

○男爵紀俊忠君 私がお尋ねるのは、此の法案にちよつと關係はございませんが、無論只今も過去もですが、民間の會社なんかでは労働關係其の他色々の統計を各自まち／＼にやつて居りますが、さう云ふものに對しては、統計局其の他の適當な何と申しますか、標準的なものを作つて集計をさせ、それ

を又必要に應じて各會社から集めて資料を御取りになると云ふやうな、何と申しますか、規格統一したやうな集計の方法を指導したり、或は多少命令なりの、斯う云ふ規格でやれ、斯う云ふ集計を取りと云ふやうなことをなさる御積りはございませぬか、如何ぞございますか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 仰つしやいます通り、民間に於ても随分ちぢめばかり／＼なもののが取られて居りますて、之を監督し、指導し、良いものを作らして行くと云ふことは非常に必要なことでござりますか、併し他方に於いて、又民間の統計と云ふものがそれを基礎にして政府の諸政策を批判する材料になりますので、例へばアメリカなんかに於きますと、労働組合なんかで取つて居ります賃銀其の他の統計が、政府の労働政策批判の材料になりますので、さう云ふものを法律に依つて締ると云ふことは、政府の政策の批判の基礎に制限を與へることにもなる虞がございまして、デモクラシーの原則に反するのではないかと云ふことを考慮致しまして、民間の統計に對しては官廳及び法律は何等タッチしないと云ふ原則を法律の建前としては取つた譯でありますか、併し出来るならば、まだ日本の統計の水準と云ふものは非常に低いので、之を保護發達させる爲には、統計委員會の事務局としては、實力を以て出来るだけ保護し、指導して行きたいと云ふ風に考へて居ります、速記を止めて戴きます

○委員長(伯爵宗武志君) 速記止め:(速記中止)

○委員長(伯爵宗武志君) 速記始め:

○飯沼一省君 是は形式のことであつて、

ますが、ちよつと御伺ひ致したいと思ひます。がしてあります。此の括弧の中に條文の説明書で結構だと思いますが、是は大變分り宜い法律でも矢張り斯う云ふやうなことをなさる御積りでありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 今期議會に提案致しまる法律案に付きまして、實は今迄斯う云ふことをやつて居りますが、唯是れを取扱ました譯でござりますが、唯是れは兎に角最初の試みでございまして、全部が全部で一貫すると云ふ所迄の態度を決定して居る譯ではございません。何れ御審議を煩はします、例へば裁量判所法でございますとか、それから勞働基準法でござりますとか、非常に條文が多うございまして、見出しても一つたらと云ふ努力は致して居りますが、全部斯様に致すと云ふ御約束は、まだ致す段階には至つて居りません。○飯沼一省君 能く分りましたが、是は恐らく斯う云ふことになりますが、附則も矢張り括弧の中へ御入れに付きましたは、極力斯様な措置を講じまして、少しでも法律を分り易くしたいと云ふ努力は致して居りますが、全部斯様に致すと云ふ御約束は、なつた方が宜いんだやなからうか、具だけを特別に括弧などで置くのは、如何にもちよつと目障りのやうに思ひますが、

○政府委員(佐藤達夫君) 左様な考へ方も成り立ち得ますが、私共と致しましては、此の本體と申しますが、本文に當る部分と附則に當る部分とは、非常に大きな境界線を持つものと考へて居ります、左様な意味で、例へば施設期日を定めるとか経過的な規定とか、本當に附けたりの規則と云ふやうな方

のと考へて居ります關係上、附則がから後條文は、矢張り何かはつきりと練を引いて置いた方が宜しいのぢやないか、さう云ふ考から、斯様な形になつた譯であります。

○子爵齋藤齊君 それに附加へて、詰らないことですが、括弧ですね、之の配り方ですが、前の條文の本文と頭を捕へて居られるのですが、是は頭を上げたら宜いのか、下げたら宜いのか、どうも……

○政府委員(佐藤達夫君) 見出しの問題は、苦心談を申上げれば、是は誠に取り止めもないことになりますけれども、實際は苦心致しまして、一つの案としては、第一條と云ふ條文の寧ろ上方へ上げた方が、是は外國の例などにもございますが、それが一番宜いんぢやないかと云ふことが考へられました、是は又紙の節約の面から言へば、官報に出た時を考へますと、非常にブランクが空いてしまひまして、さう云ふ譯にも行くまいと云ふので、横に出来ますと云ふことは已むを得ないだらうと云ふことで斯様に致しました、備、横に致しますにしましても、字配りも、只今齋藤子爵が仰しやいますやうに、一番上の所から書いたが宜いのか、二字目が宜いのか、三字目が宜いのか、四字目が宜いのかで、色々又段階がありますが、一番上に上げますことは、形の上から見てちよつとどうぞ、であらうかと云ふことが主たる難點になりますして、それは止めましたが、結論は、二字目位の所と云ふ譯で落ちましたと申上げるほかありませんが、見出しおの問題に付きましては、實は今朝

議會に提案致します法律案に二通りの  
様式があります、即ち此の統計法案  
式に、右の方へ一行出しまして見出し  
を附けますものと、第一條と致しまし  
て、其の下に直ぐ括弧を附けまして見  
出しを附けたものと、二つの形を探つ  
て居ります、それは成るべくなれば、  
第一條の下に括弧を付けて見出しを付  
けます方が節約と云ふ見地から申しま  
すと望ましいことで、左様に致して居  
るのであります、唯數箇條に亘つて  
見出しを付ける、丁度御手許の統計法  
案などには後の方の二三箇條に亘つて  
見出しを付けてあります、左様な場合  
に第一條の下に付けますのも如何かと  
思ひますのでは横に出しました、今  
期議會に二通りのものが出て居ります  
○委員長(伯爵宗武志君) 他に御質疑  
ございませぬか、御異議がないやうで  
ございまますので、是から討論に移りた  
いと思ひます、御異議ございませぬか  
、「〔異議なし」と呼ぶ者あり)  
○委員長(伯爵宗武志君) 御異議ない  
ものと認めまして、是から討論に移り  
ます。

○荒川文六君 私は此の統計法案は只  
今の時期に於きまして非常に重要なも  
ので、斯う云ふ法案の出ましたことは  
非常に賛成でございます、又原案に付  
きましたても別段異議は持つて居ませ  
ぬ、唯此の際もよつと希望を述べさせ  
て戴きたいことは、先程もよつと御  
質問の中に申上げましたやうに、此の  
統計の集計の結果が成るべく早く、そ  
が此の統計を活す途であらうかと思ひ  
ますので、指定統計は勿論のこと、指  
定以外の統計に於きましても、統計委  
員會に届出られたものは是は出来るだ

け公表せられることを希望するのであります、併し實際問題としまして印刷能力の問題、或は用紙の問題其の他で之を行ふことはなか／＼むづかしいことと思ひますが、少くともどれだけの統計が行はれて居つて、其の結果は何處に行けば分ると云ふやうなことは成るべく廣く公表せられることを希望するのであります、そして中央廳或は地方商工局と云ふやうな所に行けば其の統計が分る、或は商工會議所に行けば分る、實は先程現在の主要統計項目要覽を拜見しましたのですが、是種色々の問題の統計調査が現在行はれて居ると云ふことは、私も初めて知りました、寧ろ驚いて居るのでござります、斯う云ふ風になつた結果を、唯之を調査した者だけが知つて居つて、外の者は知らないと云ふのであつては甚だ殘念なことであると思ひます、さう云ふ譯で、只今申しましたやうな希望を述べまして、此の原案に賛成する次第でございます。

ては、尙十分御工夫を願ひたいと思ひます、此の法案に依つて非常に大きな権限を持ちながら、會長は總理大臣、副會長は經濟安定本部總務長官、それから其の他の委員の方々も皆他に忙しい本職を持つておいでになる方で、御集りになるのは僅に一週數時間と云ふやうなことで、果して此の大きな責任を持つて行かれる中権の機關として適當であらうかどうか、是等の點に付ては尙十分の御研究を仰願ひ致したいと思ふのです、もう一つの點は第一線に於ける統計の機構を末端に於て實際に實情を把握する所の市町村に於ける統計の機構、組織さう云ふものに付て十分改善される點を御伺ひすることが出来なかつたのでありますから、中央の機構が大切であると同時に、第一線の機構、組織と云ふものが重要であると思ひますので、其の點に付て將來尙一層の御研究を御願ひ致しまして、本案に賛成します。

|         |      |         |  |
|---------|------|---------|--|
| 出席者左の如し |      |         |  |
| 委員長     | 伯爵宗  | 出席者左の如し |  |
| 副委員長    | 男爵紀  | 出席者左の如し |  |
| 委員      | 俊忠君  | 出席者左の如し |  |
| 政府委員    |      |         |  |
| 法務局長官   | 候爵東鄉 | 彪君      |  |
| 法制局次長   | 子爵柳澤 | 光治君     |  |
| 内閣事務官   | 子爵齋藤 | 齊君      |  |
|         | 荒川   | 男爵松本    |  |
|         | 飯沼   | 鼎一君     |  |
|         | 塙田   | 一省君     |  |
|         | 長島   | 名古屋三吉君  |  |
|         | 美濃部  | 銀藏君     |  |
|         | 亮吉君  | 達夫君     |  |
|         |      | 佐藤      |  |
|         |      | 俊忠君     |  |

出席者左の如

委員長 伯爵宗  
副委員長 男爵紀  
委員

武志君  
俊忠君

男爵松本 鼎一君  
飯沼 一省君  
蘆田 國平君

〔名古屋三吉君  
長島 銀藏君

法制局長官 入江俊郎君  
法制局次長 佐藤達夫君  
内閣事務官 美農部亮吉君